

写等により行う。

- (二) 信用状を開設して決済する場合の輸入諸掛資金に対する外国為替貸付の実施  
FOB建輸入において運賃、保険料等輸入諸掛資金を信用状を開設して決済する場合、これに要する外貨資金については右信用状に基き振出された手形の本邦到着の時までを限つて外国為替貸付を実施することゝなつた。

【昭和二十五年十一月十五日】

### 通貨発行限度の変更について

通貨発行審議会では今般第三・四半期の資金需給計画を検討した結果、通貨発行限度を従来の一、五〇〇億円(二十三年十二月決定)より三、九〇〇億円に上げることゝ決定した。

【昭和二十五年十一月二十五日】

## 十二月

### 定期預金利率等の引上

本行政策委員会では金利調整審議会の答申に基き、定期預金利率等の最高限度を次の通り引上げ、明年一月四日より実施することに決定した。

なお右に関する大蔵省告示は十二月二十五日頃となる見込である。

- (一) 定期預金利率の最高限度  
期間六ヶ月のもの 年利四分六厘(二厘引上)  
期間一ヶ月のもの 年利四分五厘(三厘引上)
- (二) 指定金銭信託の予定配当率の最高限度  
信託期間一年以上のもの 年利五分 (三厘引上)  
信託期間二年のもの 年利四分六分 (五厘引上)  
信託期間五年のもの 年利四分七分 (一分引上)

なお一年未満の指定金銭信託の予定配当率はその期間に応じ定期預金の利率を適用することゝし、又三ヶ月未満のものについては通知預金利率を適用することゝする。

【昭和二十五年十二月十五日】

### 民間輸入の原油引取資金につきスタンプ手形制度を適用

従来原油の輸入は政府又は外商により行われていたので、精油業者の引取資金については商業手形による決済が不可能であつたため、精油業者振出の期間五ヶ月以内の手形に限りスタンプ手形制度の適用を認めて来たところ、今般原油の輸

入がガリオア資金によるものを除き全面的に民間輸入に切換えられ精油業者が自ら輸入することゝなつたが、従来スタンプ手形制度の適用を認めてきた実質的事由には何等変りがないので、本行の外国為替貸付又は外銀のユーザンス利用を勘案し手形期間三ヶ月以内を限つて従来同様スタンプ手形制度を適用することゝした。

【昭和二十五年十二月二十五日】

## 昭和二十六年分

### 一月

### 農業手形制度の改正

農業手形制度は農家経済の現状から見ても本年も引続いて実施する必要があると認められるので、予想される麦及び雑穀の統制緩和措置にも対応し得るよう、次の要領により改正し北海道、東北、北陸(新潟、富山、石川、福井)においては一月より、その他の都府県においては二月より実施することゝなつた。

- (一) 麦作付農家については二十六年度よりの麦類統制緩和措置に備えその収穫する麦の販売先を指定させ、右販売先と農業手形制度による借入先との間に麦の販売等に関する契約を締結させ、農業災害補償法に基き共済金を裏付として引続き本制度の適用を認めることとする。

- (二) 北海道の馬鈴薯及び雑穀作付農家については二十六年度よりの馬鈴薯及び雑穀の統制完全撤廃に備え、その収穫する馬鈴薯及び雑穀につき麦の場合と同様に販売先指定等の措置を採らせ、現行通りの農業手形共済基金制度を裏付として引続き本制度の適用を認めることとする。

- (三) 対象資材中、温床資材及び種子については配給制度は廃止されるが引続き本制度の適用を認めることとし、その他についても現行通り肥料、農薬、農機具及び北海道における薬工品を対象資材とする。

- (四) 農業手形による農家の借入期間は現行通り十一ヶ月以内に据置き、始期についても現行通りとするが、四国及び九州における終期については十二月迄となつていたのを翌年一月末迄とすることに改める。

右により各地方における農業手形の始期及び終期は

北海道、東北、北陸	一月	十二月
四国、九州	二月	一月
右以外の地方	二月	十二月

(四) 確認資料 輸入物資の引取、運賃保険料の支払を証するに足る書類又はその要項を記した書類。 【昭和二十六年一月十六日】

(四) 確認資料 輸入物資の引取、運賃保険料の支払を証するに足る書類又はその要項を記した書類。 【昭和二十六年一月十六日】

輸入物資引取関係資金につきスタンプ手形制度を適用

原棉、原毛並びに原油については輸入業者よりのメーカー引取資金につき既にスタンプ手形制度の適用が認められているが、国際情勢の推移に伴い緊要輸入物資(原則として原材料)の輸入確保が現下の急務と認められる実情に鑑み、今般右以外の品目についてもその引取資金融資の円滑化を図る為必要によりスタンプ手形制度の適用を認める方針とし差当り鉄鋼関係原料(鉄鉱石、マンガン鉱、石炭及び銑鉄)及び皮革(原皮に限る)につき次の要領により同制度が適用されるところとなつた。

現行高率適用手続については昨年十二月に適用先の過度な本行依存傾向を是正し、金融の正常化を図る趣旨から若干の改正強化を実施したが、最近の経済金融情勢の変化に鑑み今般右と同一趣旨を以つて更に漸進的強化改正を三月二十日より実施することとなつた。

改正の要点は次の通りである。

(一) 第一次高率適用限度額を基準預金残高の1%相当額を超え8%相当額迄としたこと(2%引下げ)。

(二) 第二次高率適用利子歩合を次の通り改めたこと。

(イ) 本行再割引適格商業手形を担保とする貸付 二銭一厘(一厘上)

(ロ) 貿易手形、スタンプ手形、復金保証手形、農業手形 二銭三厘(三厘上)

又は漁業手形を担保とする貸付 二銭三厘(三厘上)

但し農業手形については二銭迄軽減することが出来る。

(ハ) (イ)、(ロ)に掲げる手形以外のものを担保とする貸付 二銭五厘(二厘上)

(三) 高率適用の緩和措置を裁量による軽減と経伺による免除とに区分したこと。

なお第二次高率適用利子歩合の引上は原則として市中金利との間に翰を与えない趣旨によつたものであるが、優遇手形については一厘翰を認めることとしたものである。

(一) 融資対象 民間輸入による輸入物資の引取業者(輸入業者より引取をなすメーカーに限る) 但し生産業者が輸入業者を兼ねている場合を含む。

(二) 手形金額 引取輸入物資代金(運賃及び保険料を含む)の範囲内。

(三) 手形期間 生産期間よりユーザンスにより生産金融をカバーし得る期間を差引いた期間以内とし鉄鋼関係原料は三ヶ月以内、皮革は四ヶ月以内。

(参考) 高率適用手続改正要点推移

適用対象の貸出	二四、四、一	二四、七、一三	二五、二、一	二五、二、一	二六、三、二〇
商手割引					
一貿一般手割引					
前三月の各月末預金残高の平均額					
貿手割引除外(二四、七、四)					
商手割引除外					
商手を再び対象					
前三月の各月中平均預金残高の平均額					

限度額の新額	限度額	適用利率	割引	○第一	○第二	○第一	○第二
毎月十六日	基準預金残高の1% 右を超え一二%相当額まで	公定割引歩合又は最低利子歩合	公定割引歩合 最低利子歩合 最低利子歩合より三厘高	二銭五厘	二銭五厘	二銭五厘	二銭五厘
毎月初	基準預金残高の1% 右を超え一〇%相当額まで	同上	最低利子歩合より二厘高(二厘引下)	二銭(二厘引下)	二銭(二厘引下)	二銭(二厘引下)	二銭(二厘引下)
同上	右を超え八%相当額まで	同上	最低利子歩合より二厘高(二厘引下)	二銭(二厘引下)	二銭(二厘引下)	二銭(二厘引下)	二銭(二厘引下)

【昭和二十六年三月五日】

輸入麻原料、脱脂綿製造用原棉につきスタンプ手形制度を適用

緊要輸入物資(原則として原材料)の引取資金については必要に応じスタンプ手形制度の適用を認める方針の下に現在原棉、原毛、原油、鉄鋼関係原料及び皮革につき同制度の適用を行っているが、今般更に麻原料及び脱脂綿製造用原棉につき次の要領により同制度が適用されることとなつた。

なお右と同時に原毛関係スタンプ手形の適用対象である輸入原毛にはシヨデイ、ノイル等の毛紡績の輸入原料を含む扱とした。

(一) 融資対象 民間輸入による輸入物資の引取業者(輸入業者より引取をなすメーカーに限る)

(二) 手形金額 引取輸入物資代金(運賃及び保険料を含む)の範囲内

(三) 手形期間 軟質麻原料(黄麻、苧麻、亞麻) 四ヶ月以内

硬質麻原料(アバカ、サイザル)

三ヶ月以内

脱脂綿用原棉

三ヶ月以内

(四) 確認資料 輸入物資の引取、運賃保険料の支払を証するに足る書類写又はその要項を記した書類

【昭和二十六年三月五日】

援助資金中小企業貸付制度の改正

援助資金中小企業貸付制度の改正についてはかねて懸案となつていたところ今般関係当局の承認が得られたので去る二月二十八日附で改正省令、告示が公布され、二月十九日に遡り実施されることとなつた。改正の要点は次の通りである。

(一) 融資対象の企業規模は、原則として資本金五百万円以下従業員三百名以下に、一件の貸付金額は五百万円以下に制限が緩和されたこと。

(二) 援助資金貸付と取扱金融機関貸付との融資割合及び償還方法は、従来の制限

(1)資本金三百万円以下(2)従業員二百名以下(3)一件の貸付金額三百万円以下)内  
 の場合は、五対五、市中優先弁済又は七対三、按分弁済の何れかにより、従来  
 の制限を一でも超える場合は七対三按分弁済によることとなつたこと。  
 (三) 取扱金融機関として従来の銀行(信託銀行を含む)及び商工組合中央金庫の外  
 に、大蔵大臣の指定する金融機関(差当り近く無尽会社二五社及び信用協同組

合一〇組合が指定される筈)が追加されたこと。  
 因みに、中小企業貸付申込の処理状況は次の如くであるが、申込は一月中四  
 八件、六五百万円、二月中五〇件六三百万円と依然として不振が続けている。  
 然し今回の改正により今後申込の増大が見込まれる。

融 資 対 象	二 十 六 年 一、二 月 中 計			開 始(二 十 五 年 一 月)以 来 累 計		
	申 込	受 理	承 認	申 込	受 理	承 認
輸 出 産 業	四二件	五九	四〇件	四七八件	五八九	四〇六件
重 要 基 礎 産 業 の 関 連 産 業	二六	三二	二六	五二一	六二一	四六〇
生 必 物 資 産 業	三〇	三七	一八	三四〇	四〇〇	二六五
合 計	九八	一二九	八四	一一〇	一、三三九	一、一三一

【昭和二十六年三月五日】

五 月

本年度購辦手形に引続き本行スタンプ手形制度を適用

製糸業者の購辦資金についてはその特殊性並びに輸出の増進を図る趣旨から昭和二十二年秋以来スタンプ手形制度を適用して来たが、本年も右と同一趣旨により次の要領で同制度の適用を認めることとした。

(一) 金融機関が器械生糸製造業者、蚕種製造業者及び輸出玉糸指定製造業者に対し業者振出、金融機関宛約束手形により生繭買入代金を融通したものであること。(従来通り)

(二) 手形金額は生繭買入代金の八五%以内であること。(従来通り)

(三) 手形期間は七ヶ月以内の必要最短期間であること。(従来八ヶ月)

(四) 送付諸費は乾繭費相当額一貫当三〇円以内(一)に限り繭代に加算を認めること。(昨年度は六〇円見当)

定期預金利率等の引上

政策委員会では金利調整審議会の答申に基き、定期預金利率等の最高限度を次の通り引上げることと決定した。なお実施の期日は五月二十一日の予定であ

る。

(一) 定期預金利率の最高限度

期間六ヶ月のもの 年利四分九厘(三厘上げ)

期間一ケ年のもの 五分四厘(四厘上げ)

(二) 指定金銭信託の予定配当率最高限度

信託期間一年以上のもの 年利五分四厘(四厘上げ)

信託期間二年のもの 七分 (二分上げ)

信託期間五年のもの 九分 (二分上げ)

【昭和二十六年五月十五日】

六 月

レギュラー・ウェイ実施に伴う金融措置について

証券取引法制定以来の懸案であつた所謂レギュラー・ウェイも五月十七日関係省令及び規則の施行をみ、東西市場においては六月一日発足したが、これに必要な資金を各地証券金融会社(以下証金という)が調達するについては本行において総額一七億円を限度として資金的援助を行うこととなり、コール市場より調達す

東京及び大阪については短資業者に対し不足資金の貸出を行い、市中協調融資による東京及び大阪以外については融資銀行の資金繰りの面で考慮することとなつた。

右の中証金のコール取入は株式担保となるがその取扱を簡便ならしめるため取引所と証金の間で定めた短資取引担保株式預り証規程による株式預り証を用いることとなり、本行においては右預り証を附随担保とする証金の短資手形を適格担保として認めることとし、その取扱手続を新に定め、又短資業者に対する貸出手続に所要の改正を加えた。

【昭和二十六年六月五日】

## 八月

### 預金利率等の引上

政策委員会では金利調整審議会の答申に基き預金利率並びに貸出利率の最高限度を次の通り変更することに決定した。九月一日より実施の予定である。なお丙種貸出に対する貸出金利を抑制の対象とする件については引き続き検討することとし、今回は留保することとなつた。

#### (一) 銀行の定期預金利率の最高限度

期間三ヶ月のもの 年利 四分(二厘上げ)  
期間六ヶ月のもの 五分(二厘上げ)  
期間一ケ年のもの 六分(六厘上げ)

#### (二) 信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む)の指定金銭信託の予定配当率の最高限度

信託期間一年以上のもの 年利 六分(六厘上げ)  
銀行の日歩預金又は貯金利率の最高限度

普通預金 日歩六厘(二厘上げ) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む) 日歩八厘(一厘上げ)  
普通貯金 日歩七厘(一厘上げ) 別段預金及其他の雑預金 日歩七厘(一厘上げ)

#### (四) 金融機関相互間の預金利率等の最高限度

普通預金 日歩七厘(一厘上げ) 定期預金(期間三ヶ月以上) 日歩一錢六厘(一厘上げ)  
通知預金 九厘(一厘上げ) 別段預金及其他の雑預金 七厘(一厘上げ)

総務部短信 昭和二十六年分

但し農林中央金庫系統金融機関よりの預り金の利率及び指定金銭信託の予定配当率は現状に据置くものとする。

#### (四) 銀行及び農林中央金庫における貸出の内

貸付及び日本銀行再割引適格貿易手形の割引を除く割引にて一件の金額百万円以下のものは臨時金利調整法による貸出利率の最高限度を適用しないこととする。

【昭和二十六年八月二十五日】

## 十月

### 本行基準割引歩合及び貸付利子歩合の変更

本行基準歩合は昭和二十三年七月に変更して以来据置となつており、その後は高率適用制度の運用によつて貸出金利の調節が行われて来たが、今後の我国財政経済金融の情勢に鑑み、金利体系の正常化を進め、金融機関をして一層経営の合理化と資金の吸収に努めしめる趣旨より、此の度左のように各基準歩合を二厘引上げ十月一日から実施した。

なお本年度農業手形担保貸付及び指定時前貸付の貸付利子歩合は基準歩合の変更後においても従来の適用利子歩合に据置くこととなつた。

#### 新基準割引歩合及び貸付利子歩合

一、商業手形若しくは商業手形に準ずる手形の割引歩合 日歩一錢六厘  
二、国債、スタンプ手形及び貿易手形等を担保とする貸付利子歩合 日歩一錢七厘以上

三、国債、スタンプ手形及び貿易手形等以外のものを担保とする貸付利子歩合 日歩一錢八厘以上

四、当座貸越利子歩合 日歩二錢一厘

【昭和二十六年十月五日】

### 高率適用手続一部改正

市中金融機関の過度の本行依存傾向の是正と限度額算定の合理化を図る趣旨から高率適用手続が改正され、十月十五日より実施されることとなつた。

改正の要点は次の通りである。

(一) 限度額算定の基準として預金残高の外に高率適用先の規模等を一応反映していと考えられる自己資本を採入れ、預金粉飾の弊害を除去するために預金残

高より切手形残高相当額を控除することとし、更に本行信用に依存する度合の大小に応じて限度額が削減せられるようにしたこと。

(二) 限度額の更新は従来毎月行っていたが、これを四半期毎に行うこととしたこと。

因みに新算定方式による本年度第三四半期の限度額と手続改正前の基準による限度額(十月分)とを比較すると次の通りである。

金融機関業態別	第三四半期限度額(A)		十月分限度額(B)	
	十月十五日より十二月末迄適用分	十月一日より十月四日迄適用分	十月一日より十月四日迄適用分	A/B
旧特殊銀行	一一、五二〇	百方円	一三、四八七	八五・四%
十一大銀行	四二、七一		五二、六一三	八一・一%
地方銀行	三〇、九八一		二九、〇六七	一〇六・五%
信託銀行	三、一一〇		三、九一一	七九・五%
計	八八、三三二		九九、〇七八	八九・一%

【昭和二十六年十月五日】

内国為替集中決済制の廃止について

本行においては今般次のような趣旨より、昭和十八年五月以来実施されている内国為替集中決済制度を明年四月を目標として廃止のことに内定した。

(一) 現行制度では内国為替集中決済預り金特に立替見合金として相当額の市中資金を本行に吸収しおく結果となつて、右資金をコール市場等に放出させて手形割引市場の育成を図り金融の正常化に資することが適当であること。

(二) 現行制度は立替払制を通じ兎角市中銀行の信用膨脹に利用される傾向があり、これが本行信用調節力の強化を阻害していること。

(三) 現行制度の廃止によつて市中金融機関の経費の膨脹をもたらすことは避けられないが、現在の金融機関の収益状況からみて、些したる影響はないものと考へられること。

(四) 為替は預金、貸出と並んで市中銀行本来の業務であり、今後外国為替業務に乗り出すためにも、内国為替決済を自力で行うことによつて為替業務一般に習熟することが適当であること。

【昭和二十六年十月二十五日】

十一月

外国為替貸付制度の改正及び右に伴う輸入手形決済資金等の金融措置について  
最近における金融情勢の推移に鑑み輸入貿易金融の正常化を図るため、外国為替貸付制度が改正されると共に輸入手形決済資金等について優遇措置が講ぜられることとなり、いずれも十一月一日より実施されることとなつた。

(一) 外国為替貸付制度の改正

外国為替貸付制度中乙種貸付(輸入手形決済資金の貸付)及び特別決済勘定決済関係貸付を廃止し、甲種段階の貸付(輸入信用状開設保証金の貸付)は左の通り一部改正の上存続することとなつた。

(イ) 従来は輸入信用状及び輸入に伴う運賃、保険料等の諸掛関係信用状開設所要資金を貸付の対象としていたが、右の外輸出保証金、入札保証金等經常國際取引に基く貿易外支払のための信用状開設所要資金をも貸付の対象として認めることとした。

(ロ) 利息は従来同様年四分であるが、従来毎暦月分を翌月より数えて三月目の月の五日までに徴求していたのを改め、毎暦月分を翌々月の十五日までに徴求することとした。

(二) 輸入手形決済資金等の金融措置

(イ) 輸入手形決済資金関係手形  
外国為替貸付の乙種貸付及び特別決済勘定決済関係貸付の廃止に伴う輸入手形決済資金の融資については貿易手形制度を準用してその円滑化を図ることとなつた。

(ロ) 右手形の手形期間は従来の乙種貸付の貸付期間と同様原則として三ヶ月以内とし、欧州及び地中海沿岸、濠洲等の遠隔地より輸入する場合は四ヶ月以内とした。なお輸入業者の責に帰すべからざる事由によつて輸入貨物の到着に著しく時日を要した場合その他必要已むを得ないと認められる場合には最長二ヶ月の範囲内で手形の切替を認めることとした。

(三) 輸入貨物海外運賃及び保険料関係手形

従来はFOB建等による輸入の場合の運賃、保険料はCIF建輸入の場合と異り商品代金とは別個に決済せられ、スタンプ手形扱となるためその間に

金融上の取扱に不均衡を生じ、FOB建取引が不円滑となる惧がある等の実情に鑑み、邦船利用の促進、外貨節約等の趣旨から輸入貨物の海外運賃及び保険料関係手形についても貿易手形制度を準用することとし、手形期間は運賃又は保険料の支払日から輸入貨物の積込時を基準として輸入手形決済資金関係手形の場合と同一の方法により算定した期日迄の期間とすることとした。

(イ) その他の輸入諸掛資金関係手形

従来通りスタンプ手形制度を適用し、手形期間は原則として二ヶ月以内とした。

(ロ) 本行における取扱方

輸入手形決済資金関係手形、輸入貨物海外運賃及び保険料関係手形は割引適格貿易手形として割引に依り得ることとし、割引の日から手形期日迄の間が三ヶ月を超える手形についても内規第六十二条の「特定ムル場合」として割引に依り得ることとした。

その他の輸入諸掛資金関係手形は従来通りスタンプ手形として担保貸付に依り得る扱である。

(三) 本措置実施による金利負担の変化

信用状開設より輸入手形到着迄の期間(甲段階)を二ヶ月、輸入手形到着後の貸付期間(乙段階)を三ヶ月とした場合の金利負担を従来の外国為替貸付制度によつた場合と改正措置によつた場合とを比較すると次り通りである。

	従来の外国為替貸付による場合 (年利)		改正措置による場合 (年利)	
	銀行	顧客	銀行	顧客
甲段階	二・〇%	二・五%	二・〇%	二・五%
乙段階	四・〇%	五・〇%	五・八四	七・三
通算	三・二	四・〇	四・三〇四	五・三三八
実数	一三三・三三三	一六六・六六	一七九・三三三	二二四・一六
	(一千万円につき)			

(註) 甲段階の金利は年四%であるが、甲段階の貸付金額(輸入信用状開設保証金)が信用状金額の五〇%となつてゐるので右表では乙段階の貸付金額を基準として年二%とした。

【昭和二十六年十一月五日】

十二月

通貨発行限度の変更について

十二月十五日第十五回通貨発行審議会が開催され、年度末迄の資金需給見透、通貨発行限度等につき検討された。

資金需給見透によれば年度末通貨発行高は四、七〇〇億円と推定されており、今後の通貨発行高が年末を除き略新限度内で収まるよう限度を引上げる趣旨から新限度は四、七〇〇億円と決定した。

【昭和二十六年十一月十五日】

昭和二十七年分

一月

農業手形制度の改正

農業手形制度については、農家経済の現状に鑑み、従来の制度に一部の改正を加え、昭和二十七年分においても引続き実施することとなつた。改正の要点は次の通りである。

一、米、麦の統制が撤廃された場合においても本制度の運用に支障を来たことのないよう同一部落内の借入農家五人以上(小売業者より借入を行う場合において部落内五人以上の結合が困難なとき等)を得ない場合は、同一市区町村内の借入農家五人以上の連帯借入とした。(従来は単独又は共同借入の形式であり、共同借入の場合においても、債務は借入農家別の個別債務で、連帯債務とはしていなかつた。)

二、農業手形担保貸付利子歩合については、先般の本行基準利子歩合改訂の際、二十六年年度の農業手形担保貸付利子歩合を経過的措置として特に引上前の適用利子歩合(日歩一銭六厘以上)に据置いたが、本年度からは新基準貸付利子歩合(日歩一銭八厘以上)を適用することとすると共に、本制度による市中貸出金利の最高限度については、農林中金系統機関の収支状況に鑑み右引上分のうち一厘を農林中金に、一厘を末端農家に負担せしめる趣旨を以て夫々次の通り指導することとした。(括弧内は利轄)